

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年11月14日（平成28年（行個）諮問第171号）

答申日：平成29年12月14日（平成29年度（行個）答申第157号）

事件名：本人が請求した療養給付の決定に係る聴取書の不訂正決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成24年特定月日に請求した療養給付（再発）について、決定内容にかかる根拠資料一切。平成28年特定月日に開示決定された聴取書の写し」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成28年6月21日付け茨労発総0621第1号により茨城労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

###### ア 審査請求の理由

茨城労働局が正当な審査をせずに、訂正請求に応じない決定を下したため。「当時の聴取の状況等」を実際に聴取を行った特定労働基準監督署の特定職員名に確認もせず、「訂正請求に理由がある」のは明らかなのにもかかわらず、「訂正請求の対象にならない」という誤った決定というよりも、説明責任を果たさない業務怠慢で対応してきた。どうやら本省が裏で指図をされていて、頑強に身分が守られているらしく、完全に開き直った対応だったため、不訂正決定の理由を教えてもらえなかった。そのため、この審査請求についても、こちらの説明不足がどこにあるのかさえわからないまま行わざるを得ないという、極めて不利な状況に追い込まれています。

私は11年前の交通事故で脳損傷を受け、重度の高次脳機能障害を抱えており、行動が制限されています。

脳損傷の診断は少なくとも5名の専門医が診断を下しており、精神

障害者手帳も発行されています。労災側も一時は労災認定をしたにもかかわらず、不当な理由で労災認定を覆すという大失態をしでかしました。その根拠に悪用された証拠の一部を今回訂正請求したところ、このようなたらい回しの刑に処せられ、皆さんの所にまでこの恥ずかしい大失態の審査が回ってきたわけです。本省が下した大間違いを隠蔽するために手段を選ばない不当な対応を直ちに改め、重度の障害者に対する執拗な虐待を反省し、緊急に謝罪し、訂正をすべきです。

訂正理由については、「嘆願書3兼審査請求理由書3」という文書を提出し、詳細に至るまで丁寧に説明を行いました。内容については、実際に聴取を担当した特定労働基準監督署の特定職員名は今回のような扱われ方になることを想定しておらず、極端な解釈をされ、それが理由で労災認定を取り消されたことに心を痛めています。

聴取者も非聴取者（原文ママ）もお互いに訂正が必要だと言っているのだから訂正すればよいのです。彼に内容確認を行い、直ちに訂正を行えば良いだけの話です。1時間もあれば終わるような単純な作業です。

#### イ 訂正請求の趣旨

特定労働基準監督署での聴取書内、4ページ目に「事故当時連絡した順番は、警察、両親、特定会社名の順番だと記憶しております」と記載されているが、実際は順番を聞かれた際に「わからない」と答えた。しかし、しつこく質問されたため、「常識的には最初に警察に電話をするはずですよ。次に親に救助を求めるのが常識です。特定会社名の連絡先は携帯に記録されていないので、しばらくしてから何かで探して連絡をしたんだと思いますよ。ただ、警察が先か親への救助要請が先かは証拠はありませんけどね。」と答えました。にもかかわらず、勝手に要約して、全てが私が明確に記憶していたかのように記載したのは大きな間違いです。

しかもその情報が長期間に及ぶこれまでの通院治療の結果受けた脳損傷の診断や労災再発認定の全てをぶち壊しにするような不支給決定の根拠にされました。私は聴取の最中も高次脳機能障害のため意識朦朧としており、最後の確認の段階では聴取内容を正確に確認できる状態ではありませんでした。特定職員名を信用しての聴取でしたし、私の回答を忠実に記載してくれていることを信じていただけに、その後の自己保身優先の対応には失望しました。いずれにせよ、私が書いた文書ではないし、私自信（原文ママ）が書いた文書内では、事故後にどの順序で誰に救助要請をし、どうやって事被現場を伝えたのかは何一つ記憶にありません。これが事実です。結果とし

て警察と両親が迎えに来てくれ、特定会社名が私の車を引き取ってくれたという事実だけがあるだけです。

#### ウ 訂正が必要な理由

特定労働基準監督署での聴取内容が事実に反し、その誘導尋問と意識朦朧の障害者に対する弱点を突いた公文書偽造が不支給決定の根拠にされたため、しかも、この件については事実に反する旨を特定労働基準監督署の特定職員名（聴取者本人）に何度も問い合わせたが、このような訂正請求書というものが存在することすら教えてもらえず、訂正請求の期限である90日を過ぎてしまったが、この件については審査請求の形で既に期限内に茨城労働局の特定職員名2名には伝えてある内容なので、この書面を持って、別のルートで事実関係の訂正を求めるものです。このままでは危うく労災隠しの餌食になりそうな状況だからこそこの請求です。緊急事態ですので迅速に訂正をお願いします。そして、訂正があった旨を特定労働基準監督署の特定職員名と茨城労働局の特定職員名に報告をお願いします。そして、聴取の際には録音をするなどの証拠を残してください。聴取者も非聴取者（原文ママ）もお互いに訂正が必要だと言っているのだから訂正すればよいのです。

#### エ 嘆願書3兼審査請求理由書3

(ア) 審査請求人は、平成27年12月3日付で「事前提出用の陳述書」と共に資料を提出し、同9日に茨城労働局にて特定職員2名との3人で今回の不支給決定について内容確認と事情説明をしました。その際に審査請求も行い、現在その結論を待っているところです。

審査請求を行ってから、もうすぐ半年です。馬鹿げた不支給決定を無視すると症状固定から2年です。この間特定職員5名などとお話をさせていただきましたが、短期間で終わってしまう高裁の審議が始まる前に執行停止をするように求めても、自己都合の一方的な都合を押し付けるばかりで、一連の対応には失望させられてばかりです。今回請求した保有個人情報の訂正について、事実に基づいた審査を行うためにも誤りを即刻訂正していただくために、追加の説明をします。

(イ) 平成28年5月23日付で送付した保有個人情報訂正請求書に記載したとおりの事実を認め、早急に訂正を行ってください。

特定職員名のせいで、また無駄に時間と手間をかけることになり不必要に気分を悪くし、疲れ、また複数の方々の気分を害し、傷つけ、傷つけられ、酷い有様です。

繰り返しになりますが、これらは全て特定職員が事実に基づいた正しい審査を妨害し、労災内部の者の大失態を探み消し、見逃そう

とする必死の労災隠し工作が原因です。

まず第一に、あなたは特定労働基準監督署の特定職員名に事実確認をしなければなりません。これは常識です。電話一本で済むような単純な確認作業でああなたの審査の手間がずいぶん軽減されるわけですし、私から何度も説明や要請を繰り返し受ける必要もないし、私もそれで正当な審査が受けられると安心できるわけです。新たに労災局医を探し出す必要もないかもしれません。にもかかわらず、あなたは長期間に渡って正当な努力をしていません。あえて確認義務を怠ることで、不支給決定をきっかけにして、その根拠としている意見書の内容を審査するのではなく、私をゼロから再審査しようと企んでいるのです。今回私が行ったような保有個人情報の訂正請求という制度があることすら教えてくれませんでした。これは完全に労災隠しです。

しかも、あなたたちの組織的隠ぺい工作のせいで、今回の訂正請求が90日という時効をむかえてしまい、訂正してもらえない可能性まで指摘され、私の権利まで奪われようとしています。特定職員名としては事情を理解し、協議をしてくれるような話をしていますが、そもそもは特定職員名が早急に訂正の要求に応じていれば済んだ話です。私に無駄な努力をさせて、疲弊させて、たらいまわしにさせ、気分の悪い思いをさせ、更に労災に対する不信感を強めた全ての原因は特定職員の不当で不誠実な対応にあるのです。正しい審査をするための訂正なのだから、いちいち抵抗しないでください。

既にご存知だと思いますが、再度保有個人情報の開示請求を行いました。これで90日という制限は無くなります。次は特定部署名が訂正手続きを行う番です。繰り返しになりますが、私は一貫して事実しか伝えていないのですから、直ちに訂正手続きを行ってください。

#### (ウ) 平成27年4月23日に特定労働基準監督署で行われた聴取書の読み方

特定職員名、あなたは聴取書の全文をきちんと読みましたか。本省が選んだ妄想癖の局医の意見書しか読んでいないとしたら大問題です。念のため以下に正しい解釈方法を説明します。

a まず、この文書は特定職員名が書いたものであって、審査請求人本人の文書ではありません。私本人が書いて提出した資料ではなく、特定職員名が私の発言を要約して、特定職員名の言葉で書いたものの方がなぜ優先的に信用されるのか、そちらの方が事実としての信憑性が高いものであるかのように扱われるのか、あるいは同等の価値があると扱われることさえ意味がわかりません。

質問を受けた私が自分の言葉で書いたものなら諦めもつきませんが、この聴取の方法に大問題を作り出す原因があるわけで、このような不公正な手法で得られた情報に価値はありません。

- b 等級が出るタイミングで、聴取の目的が明かされないまま、再審査を受けるという極悪の手口

この文書はそもそも等級を確定するために書かれた文書であって、今さら労災認定が覆るようなことは、私はおろか、特定職員名さえも想定していなかったものです。

聴取の意図は、私はおろか特定職員名にさえ知らされないまま行われました。そのような罠に意識朦朧のまま緊張感も無しに飛び込んで、まんまと仕掛けられた罠にはまったわけです。特定職員名も一字一句私の発言通りに忠実にタイプせず、省略と要約を多用した文書の書き方をとっています。聴取の質問項目を作った人たちはさぞかし嬉しかったことでしょう。だからこそ中立公正な審査をせずに、否定理由に使える部分だけを片っ端からかき集めて、採用したのです。完全に否定することを目的とした極悪な聴取でした。いずれにしても特定職員に確認してください

- c 聴取書には信憑性、客観性が無い。私はまともに内容確認できる状態ではなかった。

特定職員名は、高次脳機能障害でフラフラの私に同情し、配慮してくださり、それまでに提出した資料などを基に、事前に半分程度は既に独自に仕上げていました。

1 ページ目の13行目に「これから話す内容については、嘆願書および・・・にも記載されている内容ですが」と断っています。私が書いた文書が正しい情報です。この聴取書はその抜粋と要約でしかありません。証拠として採用すべきは元々の情報源である私が書いたオリジナルの文書に決まっています。常識です。

特定職員名は、貴重な時間を割いて、私が書いた資料の情報を基に、本省から指示された質問項目に対して簡潔に要約した形でまとめてくれました。その過程でどうしても私が伝えたかったはずの必要な情報は取捨選択され、省略され、微妙なニュアンスや言葉尻などが簡略化されてしまい、断言調になっているはずですが。しかし、私がこれまでに提出してきた文書の書き方と比べれば、特定職員名の文書の単純さは際立っているはずですが。断言している部分は私の意図したところではありません。私はもっと丁寧に書きます。にもかかわらず、その特定職員名が書いた文書の言葉尻をとらえたり、極端に要約されたことは

無視され、MTBIを否定する理由を発見したかのように飛びついて、無理やり不当でいい加減な意見書をつじつま合わせし、それを誰一人適正に審査せずに不支給の決定を出すに至ったのです。

いずれにしても、私が書いた文書ではないし、事実を極端に要約したり、文言を単純化した文書は事実からかけ離れた情報になるものです。当然、証拠としての信憑性は極めて低い。そもそも私は意識朦朧の中で聴取に協力し、しかも再発審査の時に話したことと同じような質問を再度受けたこと（つまり審査が全く進んでいない）に対する怒りで、回答も雑になったし、正常な判断ができる状態ではなかったのです。ですから、6ページ目最後の「上記のとおり録取した内容について、誤りのないことを申し立て署名押印した」もウソです。前提として意識朦朧で内容確認はできる状態ではなかった。内容確認はしていないが、早く帰らないと意識が持たないと思い、指示に従って、特定職員名を信用して署名押印しただけです。特定職員名に確認してください。

d 否定材料を集めることだけを目的とした悪意の聴取だった。

6ページ目にも書いてもらいましたが、私は等級審査のための聴取だと思い、協力するために、わざわざ仕事を休んで、特定労働基準監督署に出向いたのです。にもかかわらず、既に再発審査の時に説明済みの、等級審査とは全く関係のないことばかりを再度質問され、大変気分が悪く、失礼だと思いながら、内心かなりイライラしながら質問に答えていました。しかもその中からは電話をかけた順番の箇所だけをことさらに強調し、不支給決定の理由に採用されるなど、手口が汚すぎます。聴取書の全体像を見渡せば明らかに脳損傷なのに、たったの一か所だけ特定職員名が単純化しすぎた部分のみが採用されるというのは不正です。それよりも、2ページ目の「意識の消失や意識異常もあったと思います」という発言や、4ページ目の「主治医から寝てばかりいないで」や「バスケの審判を行いました、うまく走れず、尿漏れなどもして大変でした。」という発言の方がよっぽど医学的に決定的な情報です。神経因性膀胱のために尿失禁をしているのです。同じ聴取書内の情報なのに、なぜこれらの決定的な発言は無視されたのでしょうか。結論ありきの否定理由探しのためだけの聴取だったとしか考えられません。

e 審査請求人なら絶対に起こさない間違いが多数。審査請求人本人のチェックが全くされていない。あるいはできる状態ではなか

った。つまり，証拠として無効である。

例えば，1 ページ目の下から5 行目「エアバック」です。私は英語教員ですし，一応アメリカで応用言語学の修士課程を修了していて，科学者の端くれです。過去問題を一切解かずに英検 1 級に合格したほどの英語力を持っていました。正確には「エアバック」です。こんな恥ずかしい間違いは起こしません。そして，なにより，最後に確認のために最終チェックをするように言われたはずですが，その時にはすでに力尽きていて，こういった間違いすらも気が付かないほどだったのです。以下の部分についても，いちいち指摘して訂正を求めることができないほど意識は朦朧としていたのです。

二つ目の間違いは2 ページ目の上から2 行目の「右腕や」の情報です。右腕をシートベルトに締め付けられるなんていう状況はあり得ません。シートベルトは右肩から左腰付近に向かって，たすき掛けの状態です。いったいどのような角度からどのような衝撃を受けると右腕が締め付けられるのでしょうか。物理的に絶対に起こりえないことが記載されています。私が言うはずがありません。そもそも右腕の痛みについては，私は訴えたことはありません。私が発言するわけがないのです。嘘情報です。

三つ目の間違いは，2 ページ目の1 1 行目の「が逃走した後姿をぼんやりした記憶」です。文法的に間違っています。正しくは「が逃走した後姿のぼんやりした記憶」です。ここでも確認の時に見過ごしています。

四つ目の間違いは，3 ページ目の5 行目の「現場の写真を撮ったり，事故状況についてどこの位置で衝突したかなど詳しく聞かれました」の部分です。私はこのような発言はしていません。特定職員が事前に用意した文書です。それから，実際に事故状況について詳しく聞かれたのは後日特定警察署に出頭した時に聞かれたもので，平成2 7 年特定月日の聴取の際にこのような発言をしてはいません。事前に提出したいくつかの資料にも，私は警察とはほとんど対話をしておらず，両親が警察対応をしてくれたことを伝えたとおりで。私が覚えているのは，加害車両を早く追ってくれと言ったことくらいです。なぜ「詳しく聞かれた」つまり詳しく答えたかのような記載がされたのか意味がわかりません。私が内容確認もまともにできないほどに意識朦朧としている際にこのような扱いを受けるとは，悪意すら感じます。

3 ページ目の1 1 行目の「事故後自宅にも電話をしました」の

部分も、実際の会話をかなり極端に要約したものです。私はこの部分については丁寧に説明しました。「裁判所での証人尋問に備えて両親に確認をしたところ、最初に電話をしたのは父親の携帯だと、思っていたが、実際に確認したら、自宅に電話をしたらしいことが判明しました。しかも救助を求めたのは私が思い込んでいた父親ではなく母親でした。記憶違いがありました。」と答えたはずです。つまり、結果的には自宅に電話したのですが、私の記憶の中ではかなり錯誤が起こっていました。そう伝えたのですが、簡潔な要約の形にされて、結論のみが書かれているのです。ここまで要約されると完全に証拠のねつ造に当たると思います。

12行目にも、「両親がすぐ車で事故現場に駆け付けてくれました。」とありますが、これも私が言うわけがありません。確かに警察よりは早く到着しましたが、すぐに迎えに来てくれたかどうかはわかりませんし、それまでに提出した文書のどこにも自信満々（原文ママ）に両親がすぐに来てくれたとは書いていないはずです。その点を強調するはずがありません。悪意を感じます。

そして4ページ目の6行目の「の順番だと記憶しております」の扱いです。これについては何度も説明したとおり、実際は順番を聞かれた際に「わからない」と答えました。しかし、どうしても順番をしつこく質問されたため、「常識的には最初に警察に電話をするはずですよ。次に親に救助を求めるのが常識です。特定会社の連絡先は携帯に記録されていないので、しばらくしてから何かで探して連絡をしたんだと思いますよ。ただ、警察が先か親への救助要請が先かは証拠はありませんけどね」と答えました。にもかかわらず、勝手に要約して、全てが私が明確に記憶していたかのように記載したのは大きな間違いです。そして、記憶している内容が本当に事実なのかどうかの確認も取らずに、「記憶しています」という不支給決定の理由に利用できそうな発言だけを一方的に信用することも、悪意以外の何物でもありません。

以上の点について、不支給決定の意見書には採用されていない部分はいちいち訂正することまでは求めませんでした。今回の特定職員たちの頑ななまでの訂正を阻止しようとする悪意を強く感じ取ったので、この陳述書兼審査請求理由書をもって、全てを訂正することを強く求めます。何一つ妥協することを拒否しますので、素直に訂正に応じてください。そして、以上の

ように、私なら絶対に言わない、あるいはしないようなミスや特定職員個人による独自のつじつま合わせが散見されているのは明らかで、つまり、事故後の電話をかけた順番を記憶しているという記載も同程度に信憑性の無い記載であることの証明になります。

これまでに提出した資料と丁寧に突き合わせれば、この特定職員によって簡素化・要約された文書が極めて事実をゆがめる情報に変更されていることは明確です。

客観性はゼロですので、証拠としての価値はありません。証拠から完全に不採用にしてください。そして、今後は、下手に簡素化・要約して事実をゆがめるのではなく、聴取の間の対話を全て録音するなどの客観的資料を残しながら聴取をするようにしてください。ここまで言ってもこの聴取書をMTBIを否定するための貴重な証拠として残しておきたいとするならば、それは組織的隠ぺい工作と労災隠しの決定的な証拠になります。そんな労災隠しをしている者にこの大切な審査をされている者の気持ちを少しは想像できるようになってください。

f 事前に提出した資料や嘆願書、そして聴取書内で一貫しているのは、私は事故後にパニック状態に陥り、体に力が入らず、身動きもできず、ぼーっとしていたり、ぼんやりした記憶の中で、動かない体で、わけがわからない状態だったことです。事故前の記憶は、突然目の前に現れた黒い物体を見て、「あっ、死んだ」と思ったこと以外、その後の衝突の衝撃、音、痛みなどは何一つ記憶していません。

2 ページ目の最後の行には、「警察が来るまで、どれくらい経過したかわかりませんが」とも言っています。3 ページ目の9 行目でも「実況見分が行われていた時間については、よく覚えておりません」と言っています。「両親がすぐに駆け付けた」と断言したかのような記述と矛盾します。

3 ページ目の15 行目には「両親から「寝てろ」と言われ、特に会話はかわしておりませんでした」とある通りです。これについては母親の証言を提出したとおりで、両親は事態の深刻さを強く感じて、私を救助し、車に運び、安静にすることを最優先にしたのです。会話などできる状態ではないからこそ、私を寝かせた後、話しかけるようなことをしなかったのです。ちなみに提出済みの母親の証言の中には、事故現場がどこなのか正確には伝わらなかったと書かれています。そういった状態だったのです。警察との対応などできるわけもなく、「詳しく聞か

れた」などは不可能なほどの深刻な重体だったのは明らかです。大きな矛盾です。この聴取書以前に提出した文書内のどこにもなかった新たな書き方です。私の発言でないことは明らかです。

既に説明してあることですが、事故後の私は自分の車両を車線外に避難させることすらできずに、警察が到着して現場写真を撮るまで、事故後の状態のまま車道内に車を置きっぱなしにしていました。これは両親が救助に到着するまで、私に意識喪失や意識障害があったという客観的な事実です。

全体像を普通に読めば、事故後の私は意識朦朧で瀕死の状態のまま誰にも救助されずにただ車内で一人でぐったりしていたのは容易に想像できるはずです。両親が到着した後の対応も含めて、記憶が鮮明な部分など一か所たりともないのです。この文脈を想像すれば、誰が考えても「電話をした順番を記憶しています」という記載のされ方に一貫性が無く、統一感が無く、矛盾を感じるはずです。信用すべきなのは客観的事実と、この聴取以前に提出した資料であって、労災内部の人間である特定職員名による要約文書ではないはずです。

g 私は全て正直に伝えています。

例えば、2 ページ目には、「意識の消失や意識異常もあったと思います」と言いつつも、かといって加害者や目撃者たちは全員救助してくれなかったのが、証人がいないというのは伝えたとおりです。正直に答えています。しかし、親以外に目撃者がいないという理由だけで、脳損傷の診断が無かったことにされることはあってはいけません。

(エ) おわりに

ご覧の通り、労災による審査は杜撰を極めています。手続き上は一見すると正当な手順に見えるかもしれませんが、伝聞形式の要約文書でしかない聴取書の危険性をいいかげんに自覚してください。形式上私の署名押印があるからといって、その時の複雑な状況（私の障害の重さや等級確定のための最終確認だと思っていたら関係の無い質問をされ続けてイライラしていた心理状態など）を正しく理解した上で記載されている情報の信憑性を評価せずに記載内容を、しかもその一部分だけをことさらに拡大解釈するのは正しい審査ではありません。これ以上の私に対する理不尽な虐待と侮辱は許しません。遊び半分で職権を悪用して重傷障害者いじめを続けたり、嘘つき扱いして疑い続けたり、情報を歪曲したり、隠したり、時間稼ぎをして権利を奪うことを即刻止めてください。

私は厳しい労災再発審査を受け、労災認定されていた被災労働者

です。私は自分が脳損傷を負った高次脳機能障害被害者であることを知っています。証拠も全て出そろっています。私自身この障害をかかえた人生を覚悟しています。大間違いを犯しているのがあなた方であることはとっくにばれているのです。私を支援してくれている皆さんも全員怒っています。不支給決定の根拠とされる意見書が全てデタラメ、間違い、証拠の捏造であることは証明しました。それにもかかわらず私の裁判が時間切れになるまで結論を先延ばしして、私を苦しめ続けるのはまともな神経の人間の所業ではありません。あなた方を人間だなどとは思っていません。いい加減平穏な生活に戻してください。そのためにも、まずは聴取書の訂正、あるいは聴取書の証拠としての不採用決定、そして、原処分の執行停止、そして今すぐに正しい等級決定を強く求めます。

## (2) 意見書

ア 前提と経緯（労災の非常識さを説明するための全体像の知識です。）

私は平成18年特定月日の仕事からの帰宅途中に当て逃げ事故に巻き込まれ、受傷後、療養を行い平成20年特定月日症状固定となった。その後、障害給付請求書を提出し、障害等級第12級の12「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差支えがあるもの」と決定された。

1度目の治ゆ後、平成24年特定月日、特定医療機関を受診し、外傷性脳損傷（高次脳機能障害）と診断され再発申請を行った。特定診療所名の特定氏名に紹介してもらった各種医療機関（⑬労災不支給決定意見書（審査請求人名）平成28年特定月日参照）での精密検査の結果と診断書に基づいて、労災再発として認定された。再発請求以降、療養を継続し、平成26年特定月日症状固定とし、その後もアフターケアとして療養を続けていた。再び障害給付請求書を提出し、後遺障害等級の決定を待っていたところ、突然平成27年特定月日付で不支給決定通知が届いた。その際にアフターケア手帳は返納を強いられたが、茨城県の精神保健及び精神障害福祉に関する法律45条の保健福祉手帳を発行されている障害者であり、当然現在も特定医療機関名に通院し、投薬療養を受け、医師の監視の下で症状の改善や悪化防止を継続している。

その不支給となった経緯や理由、そしてその不支給の根拠とした証拠資料が誤っているため訂正を求めている最中である。この訂正請求とは別に後遺障害等級についても再審査請求を行っている最中である。そちらにも大いに影響の出る訂正請求なので、迅速な訂正を求めます。

ちなみに、当て逃げ事故の加害者は賠償に応じず、当時私が加入していた自動車損保相手に損害賠償を請求し、外傷性脳損傷、高次脳機能障害は認定され、損害賠償金は受け取っている。つまり、一連の療養期間中の精密検査の結果と裁判判決を見ても、労災再発認定を覆す判断をした医師1人だけが否定しているのが現状である。この医師の判断に問題があるのは明らかである。不支給決定後は特定労働基準監督署と茨城労働局、厚労省本省の対応は豹変しました。その誤った判断をした医師を擁護することしか考えない労基署、茨城労働局、厚生労働省の障害者である私に対する対応の理不尽さは間違いなく違法（労災隠し、公文書偽造、障害者虐待、業務怠慢）で事件性がある。単純に事実に基づいた公正な審査を求めるのみです。

イ 諮問庁である厚生労働省の「理由説明書」の内容についての反論（3理由への反論）

（ア）そもそもこの文書を作成した者は誰なのですか。

氏名を語らずに特定職員名に対する聞き取り調査も自分勝手に、自分たちに都合の良いように、そして丁寧に訂正理由を説明した障害者である私に対して、その提出した文書も読まずに、これほどまでに冷たくあしらうようなしらばっくれた態度をとり続ける無礼な担当者の氏名、役職名、連絡先を開示してください。この者に対して公文書偽造の罪で刑事告訴を行います。

（イ）理由説明書の記3（2）ウとエについて

完全に嘘である。特に「文意が変わるような要約は行っていない」という部分は虚偽。まず、今回問題になっている特定労働基準監督署の特定職員名による聴取書の内容については、聴取当日は私に内容を確認する余力は残っていませんでした。午前中に仕事をこなし、特定労働基準監督署にたどり着いた頃には既に力尽きている状態でした。特定職員名も私の症状の重さを理解してくれていて、事前に半分程度はそれまでに提出した資料を基に独自に作成済みの状態でした。私の体調の悪さを理解し、聴取を短時間で済ませる目的と、彼自身もその聴取の目的が「等級審査の最終確認」くらいのつもりだったと言っています。

これについては、証拠として、同封したCDに特定職員名との電話での会話の音声が入っています。下の3訂正請求に関わる事実証明（5）とその下の電話会話を文字に起こしたのも参照してください。つまり、お互いに1年以上も続く異例の長さの等級審査期間にうんざりしている精神状態で臨んだ聴取だった事実を理解してください。

そして、一番重要なことですが、私は「聴取の内容について誤りが  
ないかを」確認していません。というか、確認などできる状態では  
ありませんでした。署名捺印がなされているのはあくまで制度上の  
儀式のようなものであって、署名捺印があるからと言って、その  
内容が全て真実、事実、正確な情報であり、いかなる訂正請求があ  
っても絶対に訂正に応じない理由にはなりません。

むしろこの聴取という制度は判例上も問題になっています。詳細  
は証拠資料の「供述調書の信頼性の問題について」のフォルダに入  
れた文書に譲りますが、まず私が書いた文書ではないというのは明  
らかな事実です。そして私は記憶障害などを抱えた障害者です。そ  
して、私以外の他者（この場合は労災という利害関係にある者が書  
いた）時点で証拠能力はほとんどなくなります。そして、本当に私  
が聴取書に書いてある通りの発言をしたというのなら、その時の会  
話の録音なり映像を証拠にしなければなりません。5人もの医師が  
外傷性脳損傷で高次脳機能障害であると診断を下し、しかも労災再  
発認定を受けている障害者に対して、最後の最後に行った聴取書の  
全体像は明らかな脳損傷なのにもかかわらず、その文脈を無視する  
かのように私が事故後に連絡をした相手の順番を明確に記憶してい  
るかのように簡略化した書き方をした部分のみをことさらに強調し  
て不支給理由に採用したのは明らかに不自然です。不誠実です。そ  
のような自信満々の発言はしていないし、その順番が本当に事実で  
あるという証拠も持っていません。聴取者である特定職員名もその  
順番が事実であるという確認を行っていません。私がこれまでに提  
出した資料の中で、私自身が書いた文章の書き方を読んだ人なら、  
私がつじつまの合わないことを言う人間ではないことくらい誰にで  
もわかるはずです。にもかかわらず10年以上も昔の事故後の記憶  
を明確に記憶しているなんて、そもそもそのようなことがあるわけ  
もなく、常識的に要約が行われたことは明らかです。にもかかわらず  
「文意が変わるような要約は行っていない」というのは保身優先  
の虚偽の報告です。

記憶障害などを負っている障害者相手に聴取を行う際には、後日  
体調の良い時にでも十分に時間を与えて、本当に誤りがなしかを確  
認させるなどの対応が必要です。一旦コピーをしたものを与え、自  
宅で訂正が無しかを確認させた後なら、後日このような訂正請求の  
発生は防げますし、今回のように労災認定を覆すという大事に発展  
してから「訂正させるわけにはいかない」という状況にならずに済  
んだのです。できれば弁護士などを同席させるなどの配慮も必要で  
す。そして、最も重要なのはそんなに重要なことだというのなら、

録音・録画などの証拠を労災側がきちんと残しておくことです。

私は既に「嘆願書3兼審査請求理由書3」（③茨城労働局への嘆願書32016-5-27）で訂正に必要な十分な理由を訴えました。にもかかわらず正当な理由も根拠も無しに訂正に応じようとならないのは、完全に等級審査をした医師が否定理由しか探していなかったという根拠にしかありませんし、そのためだけの聴取だったという証拠でしかありませんし、その後の労災側の豹変ぶりと対応の理不尽さは、自らが犯してしまった大失態を無理やり正当化し、隠蔽するための組織的な工作、公文書偽造でしかないのです。

繰り返しになりますが、諮問庁厚生労働省の理由説明書の「3理由（2）ウ」は誤りであるというよりも嘘である。私はその証拠（電話の会話を録音したもの）を全て持っています。特定職員名、特定労働基準監督署、労働局の複数の担当者、妨害工作を指揮した厚労省の担当者の電話対応も全て持っています。時間さえあれば全てを公開してもよいのですが、今回は訂正請求通りに訂正してもらうことだけが目的ですので、訂正に関わる部分のみに絞ります。ただ、必要とあればお申し付けください。

#### （ウ）理由説明書・記3（2）エについての補足

「労災請求の調査において、重要な資料である聴取書の内容について、調査段階で請求人自身が一度内容を確認し、誤りがないとした上で署名押印したものを、訂正請求において、その内容が誤りであるとして訂正を求めることは矛盾しており」とある。

矛盾などしていない。上記（イ）で書いた通り、①誤りがあるかどうかの確認は行っていないし、②確認が行える体調・状況・心理状態ではなかったし、③聴取書記載通りに発言したという録音などの証拠もないし、④連絡順番が事実かどうかについての証拠もないし、⑤弁護士などの同席もないし、⑥特殊な障害を抱えた障害者に対する必要な配慮もないし、⑦重要な資料になる（つまり否定される可能性がある）ことは事前に伝えられていなかったし、特定職員名もそういう想定はしていなかったと言っている。⑧「等級審査の最終段階」とさえ言っている。⑨その他、「嘆願書3兼審査請求理由書3」で指摘した通り、今回訂正請求している部分以外にも数多くの矛盾や誤りが聴取書内に含まれています。私が正常な状態で、十分な時間を与えられていれば見過ごすことは無かったことは明らかで、つまり、「誤りがないことを確認していない」証拠は十分である。

むしろ矛盾しているのは労災側である。外傷性脳損傷・高次脳機能障害での再発申請に対して、十分な審査の後に、労災が選んだ特

定氏名の綿密な調査に基づいて労災再発認定を行っておいて、等級審査の最後の最後で全てをひっくり返す方が矛盾である。しかも、その否定理由は杜撰であり、私の長期間に及ぶ苦しみの中の療養の記録の全体像を全く見ようとせず、しかも、聴取書の全体としての文脈は明らかな脳損傷なのに、要約されたほんの一部だけをことさらに拡大解釈して不支給理由に採用している時点で矛盾である。不支給決定後の茨城労働局の特定職員名や訂正請求中の本省担当者からの執拗な介入も異常である。労災内部でしか通用しない暴力的な情報操作である。自分のことを棚に上げておいて、事実だけを訴え続けてきた私に対して嘘つき扱いするとは全くけしからん犯罪組織である。

(エ) 理由説明書・記3(2)オについて

言っていることが意味不明である。「上記ウ及びエのとおり、訂正を求めている情報については事実と認められ、誤りがないため」とあるが、事実と認める根拠・証拠を何一つ提示してない。裁判であれば却下です。百歩譲って解釈するならば、①特定労働基準監督署の特定職員名の「文意が変わるような要約は行っていない」という発言を一方向的に解釈・採用して、②非聴取者（原文ママ）である私が健康で健全で体調万全であるという一方向的な前提の下、③必要十分な時間を与えられた上で十分な確認作業の後に署名押印したのだから、その責任は甘受せよという意味にしか受け取れない。しかし、そのどれも誤っているし、その勝手な決め付けが、暴力的な楽観論がこの障害者に対する暴力の始まりである。事実を捻じ曲げて、自己都合の暴力的な楽観論を押し付けているだけです。

私は、特定職員名に悪意があったとは思っていません。彼はそもそも等級審査の最終段階だという想定で、できるだけ短時間に聴取を済ませる必要性を強く感じたために、多数の誤りや矛盾を含んだ状態のまま聴取を終える努力をしました。その結果が誤りや矛盾だらけの聴取書です。お互いに確認していなかったからこそその精度の低さです。

そして、特定職員名の「文意が変わるような要約は行っていない」という意味は、「要約を行っていない」という意味ではありません。要約は行っているのです。誰が見ても要約された文書であることは明らかです。特定職員自身も、「微妙なニュアンスまで、全く完璧に聞き取るのは無理」だと発言しています。彼の気持ちの中では「文意を変えるつもりは無かった」という意味でしかなく、その結果、本省が選んだ医師がその要約された聴取書をどのように解釈するかまでは想定していなかったという意味です。

本省が選んだ医師が特定職員に対して不支給決定前に入念に確認作業を行っていただければこのような誤解は防げたのですが、残念ながら、本省の医師はどうしても不支給理由が欲しくてたまらずに、それに利用できそうな情報だけを採用し、拡大解釈したのです。実際に私を長時間かけて丁寧な問診、診療、精密検査をした末に複雑な状況を理解した上で下した医師の診断を無視し、事故後の療養の全体像を見ようとせずに、事故直後の情報だけをかき集めるという怠慢行為を行ったのです。私を直に診てもいない医師が何の根拠も無しにこれほどの大胆な、というか違法な覆しを行うからにはそれ相応の精度の高い根拠や丁寧な説明が求められてしかるべきなのに、そういったものも一切無く、杜撰な決め付けを押し付けられてしまいました。全く傲慢な医師による暴力です。権力の乱用です。

労災側が頑なに訂正に応じない姿勢を続けている理由は、理由説明書・記3(2)オの中に引用されている私の主張の通りでは都合が悪いからです。情動的には事実により忠実な訂正(修正、差し替え)を行えば良いだけなのだから、わざわざ要約のまま押し通す必要性は無く、より正確でより詳しい文言に訂正を行えば良いだけの事なのです。そのためにこの制度が存在しているのです。しかし、問題は正しい文言に訂正するとその解釈が逆転してしまい、不支給決定の根拠が崩れてしまうことをことさらに恐れているのでしょう。当然です。それが目的で、私は訂正請求を行っているのですから。

私の修正案が事実です。等級審査は事実に基づいて行うものです。今回の件は訂正を行うには十分に深刻かつ重大な訂正案件です。そして、訂正すべき情報は要約されたことが原因で誤解を生んでしまったのだから、聴取の時の発言通りの、より事実により忠実な文言に訂正すればよいのです。特定職員に対しても、「文意が変わるような要約は行っていない」かどうかの消極的な確認作業ではなく、私の訂正案の通りに訂正しでも事実と反しないかどうかの確認を行えば良かったのです。確認作業自体が隠蔽工作になっていることをこの場で指摘し、その点についても担当者に対して厳重なる注意を求め私に対する謝罪を求めます。

私はもう十分に傷ついています。この障害を抱えたまま一生を送る覚悟もできています。自動車損保に対する無保険車傷害保険の損害賠償請求裁判で、巨額の賠償金も受け取っています。職場も私の障害について理解をしてくれています。不運な事故に巻き込まれ、11年以上も担任業務ができず、バスケット顧問の仕事からも外してもらい、特別待遇が続いています。外出も制限されており、覚醒障害や記憶障害で行動ができないのです。これら全てが事実です。今

回の訂正請求の内容などはくだらない程些細なことなのです。

しかし、事実に反する判断を組織的に隠蔽されたまま泣き寝入りしてしまっただけでは、厚労省側に対して成功体験を積み重ねることになります。つまり、後に続く同様のケガを負った被災労働者に対して同様の誤った隠蔽工作が続けられてしまいます。今回の件を契機に労災と厚労省には猛省してもらい、もう二度と外傷性脳損傷・高次脳機能障害について誤った審査や決定が起こらないようにするためにも、その業務改善・再発防止を十分に行わせるためにも、常識的且つ迅速な対応を求めます。

ウ 訂正請求に関わる事実証明

私は弁護士ではありません。あくまで高次脳機能障害を抱えた障害者です。友人や弁護士などの支援を借りてできる限りの立証を試みますが、本来はこのようなことはする必要のないことです。茨城労働局で素直に訂正していれば簡単に済んだ話なのです。私は単なる被災労働者であり、被害者であり、高次脳機能障害者です。労災局医も含めて複数の医師が外傷性脳損傷・高次脳機能障害を認定しています。労災再発認定まで受けています。

その私に対して、自分たちが勝手に間違えたことを正すという単純な訂正作業にここまでの立証をさせている時点で、労災は業務怠慢だし、存在意義を無視しているし、障害者に対する虐待行為であるという認識の下で証拠をご覧ください。

(ア) ⑨証拠説明書(2)，甲第100号証(文書内容は省略)

特定会社名を相手取って無保険車傷害保険への損害賠償請求を行った時に書いたものです。外傷性脳損傷・高次脳機能障害・MTBIの認定基準と労災が採用して誤用・乱用・悪用し続けているWHOの操作的定義の問題点についても詳しく説明しています。

(イ) ②供述調書の信頼性の問題について3つの証拠資料(文書内容は省略)

法律の専門家が書いたと思われる情報を加えておきます。参考にしてください。

(ウ) ⑬労災不支給決定意見書(審査請求人名)平成28年1月14日(文書内容は省略)

この文書を受け取って初めて聴取書の内容が悪用されていることに気づきました。その後も特定職員名に対して聴取書の内容が誤解されて否定理由に利用されている点について何度も問い合わせましたが、いったん決まったことは今さらどうしようもないからと審査請求を勧められました。彼は訂正請求という制度が存在していることすら知らなかったと言っています。その証拠もあります。適切な

タイミングで適切なアドバイスを受けられなかったからこそ訂正請求が遅れてしまい、誤解されたまま不支給決定されてしまったし、私に指摘された時点で、否、本省からのどんでん返しの不支給決定の意見書を受け取った時点で特定職員名は自ら訂正すべきだったのです。

(エ) ⑫保有個人情報の訂正をしない旨の決定について

茨労発総0621第1号、平成28年6月21日付の上記の文書が送られてきました。「③茨城労働局への嘆願書32016・5・27」の中で丁寧に説明したにもかかわらず、「訂正請求に理由があるとは認められない」という一行で終了。この不訂正決定に対する審査請求の方法すら教えてもらえませんでした。受領後の電話確認で、具体的にどの点が不足していて、どのような理由なら訂正に応じるのかという問い合わせにも答えてもらえませんでした。特定職員には確認したのかとの質問に対しでも、話をはぐらかすばかりで不誠実な対応でした。終始「不服があるなら審査請求したらいい」という冷遇でした。異常です。訂正請求の審査に関わった全員が口裏を合わせて自己保身しか考えません。異常です。

(オ) ①ICレコーダー2016年7月フォルダ内の「2016・6・23・3 特定職員名 労働局から問い合わせ無し」と「2017・14 特定職員への再確認」が厚労省側が不正を続けている決定的証拠です。1つ目の音声は訂正しない決定を受け取ったその日に確認したものです。

情個審第28423号、平成28年11月22日に情報公開・個人情報保護審査会から送られてきた「理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）」の添付資料である平成28年（行個）諮問第171号理由説明書の3理由ウの中にある、「諮問に際して原処分庁を通じて当該聴取書の作成担当者に確認をしたところ、聴取書を作成するに当たり、聴取内容について文意が変わるような要約は行っていないとのことであり、また、請求人は本件聴取後に、閲覧の方法により聴取書の内容に誤り等がないかを確認したうえで」とありますが、これは完全に公文書偽造です。情報操作です。私を貶めるための組織的隠蔽工作です。刑事事件です。担当者名を確認して私に教えてください。刑事告訴します。

私が特定職員に問い合わせた際に、厚労省側からの文書には、特定職員は「文意が変わるような要約は行っていない」と言っていると書かれていることを伝えた際に、特定職員は明らかに動揺して、しどろもどろの状態です。明確に肯定していません。つまり、情報操作が行われているのは明らかです。特定職員にしてみれば自分が作

成した聴取書が原因で、ただでさえ脳損傷に苦しんでいる私が更に不要な困難に巻き込まれてしまった罪悪感と、私の主張が正当であることを知りつつも、組織内の人間であり、且つ、本省が決定した不支給決定を飲まざるを得ない組織論の中で本当に苦しんでいるのがわかります。

我々は事実に基づいて正しい審査を行い、事実に忠実に正しい結論を出そうとしているだけです。私は審査請求の際に茨城労働局に対して既に十分に説明、証明をし尽くしています。にもかかわらず、特定職員に確認もせずに訂正しない決定を出しました。（7頁（6）ICレコーダー内の会話を文字に起こしたもの。①「2016・6・23・2 特定職員 特定職員に確認せずに決定」を参照）誰が見ても労災側は最低限の正当な努力をしていないのです。業務怠慢です。この理由説明書を書いた担当者は私が提出した資料を何一つ読んでいないという証明です。読んでいけば、多数の誤りや矛盾が訂正されないまま残っていることに気付くはずだし、同時に事故後に連絡した順番も否定理由に採用するほどの正確さが無いことくらい常識的にわかるはずです。つまり、厚労省がやっているのは、自分たちが犯した大失態を正当化するための小細工でしかありません。保身のためなら障害者を社会的に抹殺してしまおう、諦めるまで知らんぷりを通そう、そして責任の所在すらも曖昧にしてしまおうという魂胆です。絶対に許してはいけません。担当者の氏名、役職、連絡先を教えてください。刑事告訴するために必要です。

（カ）ICレコーダー内の会話を文字に起こしたもの。

趣旨としては、訂正請求に対して「訂正をしない旨の決定」を出す前に聴取書を作成した特定労働基準監督署の特定職員名に事前に確認調査を行ったのかどうかという問い合わせでしたが、結論としては、何の調査も行わずに、厚労省本省の誰か裏で、操っている者たちの指示通りに理不尽な決定を行ったことが判明しました。完全なる業務怠慢です。組織的隠ぺい工作だし、公文書偽造だし、刑事事件です。

電話をする前に質問項目はある程度整理しています。

高次脳機能障害のため感情の抑制が利かなくなっている部分もありますが、障害が無くても普通は怒鳴り散らしたくなるほどの理不尽な対応です。言語障害も出ています。

a 「2016・6・23・2 特定職員 特定職員に確認せずに決定」

2016年6月23日に茨城労働局の特定職員に問い合わせた内容要旨。

特定職員が直接の担当者

「訂正請求に理由があるとは認められない」とあるが、理由は十分に伝えた

明らかな隠蔽。労災隠しである。組織的犯罪である。

- ・ うちの決定ですので、そういうことですので、不服があるのなら審査請求してください

訂正請求の審査請求をしているうちに、等級審査の審査請求が終わってしまうではないか。それが狙いか。

特定労働基準監督署の特定職員に対して、直接確認しましたか

- ・ どういったものを書いたかを確認しました。
- ・ 処理上はきちんとやっているつもりですけどね。
- ・ 審査請求人の文書に基づいて、きちんとやっているつもりですけどね。

「聴取の状況等から」とあるが、（特定職員名）本人に確認したのですか。

- ・ 無言

電話確認で済むような単純なこともせずに、このような重大な決定を出していいのか。

業務怠慢ではありませんか？

命がけで必死に書いたものをきちんと読んで、丁寧に応える義務がありますよね。

どこに何をしたらいいのか、不親切すぎて何もわかりません。

- ・ 厚生省の住所は教えますよ。

始めから書いておいてくれませんか。

大変な障害を抱えながらやっているのに、苦しんでいるのに、もともと労災認定されていたにもかかわらず、ダメ医者のおかげで全て否定されてしまいました。

否定理由の一つがこの訂正請求している点なのです。こんな悪用されるとは考えていなかった。特定職員名も否定理由に利用されるとは思ってもいなかったと言っている。

そうやってあしらって、私だけを泣き寝入りさせるのはダメです。私は正当な問い合わせをしていますし、命がけです。

審査請求するためにも、あなた方が訂正しない理由を教えてもらう必要があります。

特定職員名と話をしていませんよね。

私がまともな精神状態だったら気が付いたような、誤字脱字だらけの聴取書で、特定職員名が勝手に表現を短縮、圧縮、要約したものであることは明らかです。私は記録上はサインと押印

をした形跡はありますが、限界を超えた聴取だったのは明らか。証拠能力は無いので、素直に訂正に応じるべき。

自分たちで決定するのが嫌で逃げているだけでしょ。

この件について、本省に問い合わせましたよね。本省からの圧力がかかってますよね。間違っただけの不支給決定を下してしまったから、全てを採り消すためにこのような決定をしましたね。

・ 無言コメントできません。

聴取を担当した特定職員名に確認せずに、本省の人の言いなりになって決定を出すのはおかしいでしょ。

b 「2016・6・23・3 特定職員，労働局から問い合わせ無し」

茨城労働局の特定職員名では埒が明かないので、彼との電話の直後に特定労基署の特定職員名に再度確認した時の会話です。

茨城労働局に対して、聴取書の内容について訂正請求をしました。その後、何か連絡はありましたか？

- ・ 個人情報訂正請求をしたことは知っています。
- ・ 私どもの方に特に連絡が無いので。何もその後は何もしていないのですが。

それについてどう思いますか？

- ・ 個人的には何とも言えない。
- ・ 労働局から、何らかの問い合わせがあれば、しかるべき対応をしますが、今のところ何の問い合わせもありませんから結論から言うと、訂正をしない旨の決定が出たのですが、特定職員の確認も取らずに訂正をしないというのは不思議だと思いませんか。

- ・ 経験がないので、どういう制度に基づいているのかわかりませんから
- ・ 言わんとしていることは、理屈はわかりますよ。
- ・ ただ、制度そのものを理解していないので、個人的な意見を述べるのは何とも言えません。
- ・ わかりますけど～
- ・ 審査請求人がおっしゃりたいことは、個人的には理解できますよ。

私が発言した言葉を一言たりとも違わずに聴取書に書き写したわけではありませんよね。それが今回の不支給決定という誤った結論を招いた原因になっていて、訂正しなければならないと考えています。

- ・ 微妙なニュアンスまで、全く完璧に聞き取るのは無理なわ

けですし、当然労災が認められるのか、認められないのかは、

- ・ 操作をして聞いたつもりはない
- ・ 聞いた内容を記録したものを

私は（署名押印の前に聴取書の内容を）確認したことになっていますが、私は確認していません。証拠もある。

後になって、開示したものを時間をかけて確認してみると、いろいろと間違っている点があることも指摘しました。

私はアメリカで修士課程を修了している、ある意味英語言語学の専門家です。

聴取書内にある「エアバック」は間違いです。

私は正常な精神状態だったら、誤りに気付いていただろうし、訂正を要求しています。

私が確認していない証拠がそろっていますよね。

私は確認していないことを証明しているはずです。

障害を肯定する部分は採用されていないというのは矛盾しています。

特定職員名も、等級審査の段階だと言っていたじゃないですか。

- ・ 「はい、言いましたよ。」

だから、私も等級の最終確認のつもりで、聴取を受けに行ったんだし、

だから、私は通常自分の会話を録音しますよ。（脳損傷による記憶障害が原因で）自分の記憶力に自信が無いんだもん。

（12分くらいから特定職員の本音）

- ・ 「私もそういうこと（本省は最終的な等級をどうするか確認のためなんだろうということ）を頭に想定していましたから」

「いわゆる再発は認められて、その後に症状固定となってですね、いわゆる障害の等級ということで審査をしていましたので、」

いわゆる障害の等級の判断という認識を持っていましたが、

逃げるわけではないのですが、監督署で単独で判断する事案ではなくて、きちんと本省の判断を仰いで判断しなさいと、協議しなさいというような事案なものですから、ある意味本省の判断も十分に尊重した上で検討しなければならないという案件なものですから、場合によっては私が想定していたこと以外の部分で進んでいったというか、私も言葉が見つからないのですが・・・そういったことは確かにあったかなと個人的には思いますけどね。

c 「2016・7・5 特定職員の本音」

茨城労働局の特定職員は後遺障害等級の審査請求の担当者です。今回の訂正請求の内容も含めて何度も丁寧に相談に乗ってもらっており、彼は私が本当に脳損傷に苦しんでいることを知っています。しかし、独立した中立公正な審査官という立場にもかかわらず、厚労省本省からの猛烈な介入に遭っていて、自由に審査させてもらえませんでした。結果的には彼は審査官としての（単独で結論を出すという）役割を全うさせてもらえず、複数の別の匿名の誰かさんとの共同での結論という異例の形式で審査請求の棄却という決定をさせられてしまいました。彼の苦悩をお聞きください。労災がどれほど腐った組織なのかの片鱗が見えます。

4分あたりから本音トーク開始

（特定職員）自分は思っているんですけど、

審査請求人がいろんな病院に行った時に、病院がその部分を認めてくれなかったという感じで、進めたくても進められないというジレンマなんですけど

（審査請求人）脳損傷と思われる症状をあちこちで訴えたにもかかわらず、誰も認めてくれなかったということですよね

（特定職員）そう（脳損傷）だろうと思いつながらできないという、そういうところにいます。

（特定職員）（事故）当初（つまり、事故直後）の部分がないので・

事故当初にMTBIの操作的定義、この部分はどうしても本省が決めることになっているので、

通常は障害認定基準があるのですが、MTBI（軽度外傷性脳損傷、高次脳機能障害）は認定基準に載っていない

載っていない基準について本省がやることになっているので、ちょっと特別なんです。

最終的には本省に

しぼりはないけどしぼられるというか

難しいところにあるんです。

（審査請求人）審査請求は特定職員名の仕事ですよ。

（特定職員） 特定医師名ということであれば、特定医師名に当たるように、連絡とって時間を取るように。

いつかはハッキリ言えませんが、できるだけ早めに、時間とれるような

d 「2017・1・4 特定職員への再確認」

(審査請求人) 現在(茨城労働局宛てに)訂正請求を出したが訂正しないという決定を出され、その後審査請求を出してその証拠をそろえている所ですが、その審査請求をしたことがきっかけで、厚労省から問い合わせがあって、特定職員のいい分としては、「文意が変わるような要約は行っていない」という特定職員の引用文、つまり文言そのまま全くそのままではないのですが、厚労省側はそういう風に聴取をしたと書いてあります。これも相当な要約がされていると思うのですが、それについて何か補足とかはありませんか。

(特定職員) もちろん、その今言われたものがですね、どのようにその書類ができているのか、私も定かではないので、何とも言えないんですが、経緯もその訂正請求に関しては良くわからないものですから・

(審査請求人) でも(その文言が)独り歩きしちゃってますよね、こうやってね。

私は特定職員はこんなことを言うわけないと、思っているんですが、私の理解では、言わせてもらうと、

要約はしているんですよ。明らかに、私あんな言い方しませんからね。

(特定職員) はい。はい。

(審査請求人) で、特定職員は、文意、つまり私が本来言いたかった内容を忠実に記載しようと努力しました。

(特定職員) はい。

(特定職員) しかもその内容を変えるつもりは無かった。その意図もなかった。

(特定職員) そう。そうですね。

(審査請求人) だけど、どうやら誤って誤解されてますよね、これ。だからこそ不支給理由になっている。不支給理由に採用されるようなこと一つも言ってませんからね。

(特定職員) はいはい、はい。

(審査請求人) なので、(等級)審査をした、本省が選んだ医者が誤って誤解をして、特定職員は本来は確認作業をして、本当にこいつは覚えていると言ったのか。と確認作業をしていれば防げたと思ってるんですよ。

(特定職員) はい。はい。

(審査請求人) なので、そのところは、今回審査請求の際にそんな感じで私は書くつもりでいます。

(特定職員) ああ、なるほどね。はい。

(審査請求人)で、おそらく間違っていないですよ。要約はしたし、文意は変えるつもりは無かったけれども、全体の文脈上では完全に脳損傷で苦しんで困っているという文脈にもかかわらず、あんな解釈をする方がよっぽどおかしいわけで、私はそういう風に受け止めているので、そういう風な説明で今の所証拠をそろえています。

(特定職員)はい。

(審査請求人)私としては、特定職員にはお世話になってるし、丁寧に対応してもらっているのだから、巻き込みたくは無かったんですけれども、まあ、こんなことになっちゃったんで、名前は出さざるを得ないし、再度そちらの方に確認の連絡がいくかもしれませんし、ご迷惑かもしれませんけれども、私としては今回の訂正請求は、訂正というよりも、なるべく当時の実際に私が発言した発言に近づけるための訂正でしかなく、今回は誤解が大事を生んでしまったこともあって、本省としても訂正しづらい気持ちはわかるのですが、ただ、事実に基づいて事実の決定をしていただかなければ困りますので、私はなるべく事実にも忠実な発言に差し替えてもらうっていうんですかね、ということをやっていますし、それを事前にお知らせしておく必要があると思って、ご連絡しました。

(特定職員)わかりました。

## エ 各種提出証拠・文書の説明

今回提出する証拠を列挙します。ICレコーダーの内容については簡単にタイトルを付けました。(内容は省略)

- ① ICレコーダー 2016年7月
  - 2016・6・23・2 特定職員 特定職員に確認せずに決定
  - 2016・6・23・3 特定職員労働局から問い合わせ無し
  - 2016・6・24・1 特定職員終始しらばくれる
  - 2016・6・24・2 特定職員, 特定職員に確認後訂正する
  - 2016・7・5 特定職員の本音
  - 2017・1・4 特定職員への再確認
- ② 供述調書の信頼性の問題について3つの証拠資料
- ③ 茨城労働局への嘆願書 3 2016・5・27
- ④ 控訴審裁判官へ被控訴人意見書 2 (審査請求人)
- ⑤ 特定労働基準監督署での聴取書
- ⑥ 訂正請求書式(標準様式15号) 2
- ⑦ 保有個人情報の訂正をしない旨の決定について
- ⑧ 労働局への追加資料送付 2016・5・27

- ⑨証拠説明書（２），甲第１００号証
- ⑩審査請求書（訂正請求）
- ⑪担任表平成１６～２７
- ⑫保有個人情報の訂正をしない旨の決定について
- ⑬労災不支給決定意見書（審査請求人）平成２８年１月１４日

オ まとめ

- ① 特定職員は聴取の際に「等級審査の最終段階」の等級決定の確認作業だという認識だったし、私にもそのように伝えていた。
- ② 特定職員は文意を変えるような意図は無かった。つまり、私の発言通りにまとめようと心掛けた。
- ③ しかし、特定職員は要約を行った。
- ④ 聴取当時の私の体調の悪さは最悪の状態だった。先延ばしになっていた等級の決定にうんざりしている精神状態だった。しかもそんな時期に等級の判断に関係の無い質問をされて怒りでいっぱいだった。そのことは聴取書の最後に書いてあります。
- ⑤ 聴取書内には矛盾，誤り，誤解につながりそうな過剰な要約が多数存在している。つまり聴取当日には確認作業はされていなかった。
- ⑥ 過剰に要約されたことが誤解を生み，不支給決定の理由に採用され，その他の５人もの医師の診断は無視され，労災（再発）認定まで取り消された。
- ⑦ 特定職員は自分が作成した聴取書が意図しない解釈をされ，しかも不支給決定の重要な理由として採用されたことに心を痛めている。
- ⑧ 私の訂正案は単純に事実です。それについて特定職員は同意している。
- ⑨ 私はこの単純な訂正請求が正当に受け止めてもらえずに大変困っている。事実に基づいた審査だけを望んでいるのに，事実を捻じ曲げたい組織犯罪によって隠蔽されている。
- ⑩ 忘れてはいけないのは，厚労省側は今回訂正しない決定を下した（厚労省が茨城労働局に強引に指示を出した）正当性を何一つ立証していないという点です。

これだけの事実を証拠をそろえて提示しました。厚労省は聴取書は一旦署名押印をしたら永遠に不滅の最強の事実として扱われるかのような勢いと自信を持っているように感じます。そうでなければ５人もの専門医の脳損傷の診断を無視して，労災認定を覆すなんてことはできません。しかし，そのような法的な拘束力があるのなら，その証拠を提示してもらう必要があります。とはいえ，訂正請求と

いう制度が存在するという事は、所詮人が絡んだ聴取書などには訂正が必要になる場合があることを想定しているわけで、労災・厚労省側の対応は矛盾だらけです。

審査請求を担当した特定職員に対しても本省は強引な押し付けを行って、審査官としての権限を剥奪してまで訂正請求を無視するように仕向け、特定職員に対しての確認作業をさせなかったり、特定医師名（私の再発認定を行った労災局医）との面談も反故にし、単独で決定を行うことを妨害しました。完全に労災隠しで、違法です。

できることなら、この訂正請求の審査請求の段階で全てを解決してください。厚労省の責任者と直接話をつけさせてください。頭のおかしな職権乱用の官僚たちの悪ふざけに付き合うことに本当にうんざりしているのです。全てを知っている私にとっては、労災の対応はあまりに愚かで、醜く、あまりに残酷すぎます。この豹変ぶりと人権を無視した非人道的な所業は異常事態です。違法です。私はありのままの事実に基づいて正当な審査をしてほしただけなのです。素直に正しい、より詳しい、より事実にも忠実な情報に訂正して、私に会ったこともない医師が、偏った情報をかき集めて、自分勝手な妄想だけで誤った決定をすることのないように、普通に真面目に仕事をするように彼らに強く言ってください。

この件は非常に複雑で難解なのです。次から次へと途中からいろいろな人が専門家面して軽い気持ちで介入してはいけません。その度に混乱をまき散らすだけの害になっています。

私は全てを知っています。私以外に私以上の正しい情報を知っている者はいないのです。

私と私が提出した資料を信じる以外にないのです。他人が自己都合で傲慢な態度で自分勝手な解釈は絶対にせずに、わからないことは私に質問すべきなのです。冷静に事実に基づいて確認をすれば、私が言っていることが正しいことは誰にでもわかるようになっています。私が平成18年の当て逃げ事故が原因で外傷性脳損傷・高次脳機能障害になったことは全てつじつまが合っているのです。過去の様々な記録も含めて、きちんと私の説明の通りに、素直に正しく審査してください。よろしく申し上げます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成28年6月10日付けで、茨城労働局長（処分庁）に対して、法28条1項に基づき、「平成28年特定月日に開示決定された聴取書の写し」に係る訂正請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成28年6月21日付け茨労発総0621

1 第1号により原処分を行ったところ、請求人がこれを不服として、平成28年8月11日付け（同月15日受付）で審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法30条2項の規定により不訂正とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

## 3 理由

### (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、処分庁による平成28年6月8日付け茨労発総0608第3号の開示決定により開示を実施した「平成28年特定月日に開示決定された聴取書の写し」である。

### (2) 本件対象保有個人情報に係る法29条の訂正義務

ア 法29条は「行政機関の長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。

イ 本件対象保有個人情報は、請求人が行った労災請求に際し、平成27年特定月日に特定労働基準監督署において作成された聴取書である。

ウ 諮問に際して原処分庁を通じて当該聴取書の作成担当者に確認をしたところ、聴取書を作成するに当たり、聴取内容について文意が変わるような要約は行っていないとのことであり、また、請求人は本件聴取後に、閲覧の方法により聴取書の内容に誤り等がないかを確認したうえで、聴取書の末尾に署名押印をしたとのことであった。

エ なお、労災請求の調査において、重要な資料である聴取書の内容について、調査段階で請求人自身が一度内容を確認し、誤りがないとした上で署名押印したものを、訂正請求においてその内容が誤りであるとして訂正を求めることは矛盾しており、本件審査請求は到底認められるものではない。

オ 請求人は、審査請求書のうち「訂正請求の趣旨」の中で、「特定労基署での聴取書内「4ページ目に「事故当時連絡した順番は、警察、両親、特定損保の順番だと記憶しております」と記載されているが、実際は順番を聞かれた際に「わからない」と答えた。しかし、しつこく質問されたため、「常識的には最初に警察に電話をするはずですよ。（中略）」と答えました。にもかかわらず、勝手に要約して、全てが私が明確に記憶していたかのように記載したのは大きな間違いです」等、種々主張しているが、上記ウ及びエのとおり、訂正を求めている情報については事実と認められ、誤りがないため、訂正請求に理由があると認められないことから、法29条に基づく訂正を行う義務

はない。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年11月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年1月5日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年9月21日 審議
- ⑤ 同年12月12日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件訂正請求及び原処分について

本件訂正請求は、審査請求人が法12条1項に基づき、開示請求を行い、平成28年6月8日付け茨労発総0608第3号により開示決定された本件対象保有個人情報について、別紙のとおり、訂正を求めるものである。

処分庁は、審査請求人が訂正を求める部分については、事実でないとは認められず、また、審査請求人から事実でないとする客観的な具体的な証拠も示されないことから、法に定める訂正すべき事由には該当しないとして、不訂正とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁も原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

##### 2 訂正請求対象情報該当性について

###### (1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法29条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当

該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないと判断することになると解される。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、上記1のとおり、審査請求人が別途、法に基づく保有個人情報開示請求を行い、開示を受けたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

イ 当審査会において、本件対象保有個人情報を確認したところ、別紙の訂正請求部分は、労災請求調査に当たっての審査請求人の聴取内容であることから、法27条の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

別紙の訂正請求部分は、特定労働準監督署の職員が労災認定のために審査請求人から直接聴取した「聴取書」に記載された内容の一部であり、当該聴取書の最終頁には、「上記のとおり録取した内容について、誤りのないことを申し立て署名押印した。」との記載と審査請求人の署名及び押印がされていることが認められる。

そうすると、当該聴取書の記載内容については、審査請求人が聴取時に、発言した内容に誤りがなことを審査請求人が認めているものであり、さらに、記載内容が、聴取時に発言した内容と異なり、事実でないと判断できる具体的な根拠は審査請求人から示されていないことから、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があるとき」に該当するとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、審査請求人が、当初開示決定を受けた保有個人情報の一部につき、訂正請求をしようとしたところ、開示を受けた日から90日以内という訂正請求の期限を徒過していたため、再度、開示請求をし、本件の訂正請求を行ったものである。

今後、処分庁においては、法47条の趣旨に照らして、開示請求者に対して、適切な情報提供に努められたい。

6 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当で

あると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別紙

### 1 聴取書の4頁目にある

「事故当時連絡した順番は、警察、両親、特定会社名の順番だと記憶しております」という記載を、

→ 「わからない」、「常識的には最初に警察に電話をするはずですよ。次に親に救助を求めるのが常識です。特定会社名の連絡先は携帯に記録されていないので、しばらくしてから何かで探して連絡をしたんだと思いますよ。ただ、警察が先か親への救助要請が先かは証拠はありませんけどね」に訂正する。